

## 独立行政法人福祉医療機構業務方法書変更の概要

今回の業務方法書の変更は、年金担保貸付制度の見直しに伴い変更を行うものである。

(平成 23 年 12 月 1 日施行予定)

**◆生活保護とのリピーター対策の強化**

年金担保貸付を利用中に生活保護を受給することとなった者については、生活保護受給が終了しても5年間は貸付を行わないこととする。

【第 44 条関係】

**◆貸付金の限度額の引下げ**

貸付金の限度額を次のとおり改める。

【第 47 条関係】

融資条件区分	【新】	【旧】
貸付金の限度額	<u>年金の額の範囲内の額</u>	<u>年金の額に 1.2 を乗じて得た額の範囲内の額</u>